

尊厳ある暮らしの支援

第6章

第6章 尊厳ある暮らしの支援

1 現状と課題

現 状

本市の認知症高齢者数は、平成 23 年度末では日常生活に多少影響がある人も含め約 15,000 人と推計され、今後も増加すると見込まれています。(図表 0-4 再掲)

平成 22 年度実態調査によると、要支援・要介護認定を受けていない人が予防したいと思うことでは「認知症になること」と「老化現象全般に関して」が上位を占めており、高齢者の認知症に対する不安や関心が高くなっています。(図表 3-3 再掲)

本市では、いきいきあんしんプログラムの中で認知症予防プログラムを取り入れるとともに、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターや、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイト を養成しているほか、認知症の人を介護する家族を支援するため、認知症介護研修を開催しています。

また、認知症の早期発見・早期治療を図るため、高齢者が日頃受診するかかりつけ医を対象とした「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しているほか、かかりつけ医の相談に応じ助言を行う「認知症サポート医」の養成を行っています。

さらに、徘徊により所在不明になった高齢者を早期に発見し、生命及び身体の安全確保を図るため、徘徊高齢者位置情報システムや徘徊高齢者 SOS ネットワーク 事業を実施しています。

在宅や施設などにおける高齢者虐待 の相談は年々増加しており、高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、その予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るための対応に取り組んでいます。

また、親族等からの虐待により、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれのある高齢者を一時的に保護し、安全を確保するため、市内の施設に居室を確保しています。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者の人権の尊重、尊厳の確保が重要であり、今後、認知症高齢者の増加に伴い権利擁護が必要となる高齢者も増えていくものと考えられます。

本市では、あんしんケアセンターやちば認知症相談コールセンターを中心とした相談体制の充実に努めてきたほか、千葉県成年後見支援センターでは成年後見制度の利用支援のほか、市民後見人の育成や、判断能力が十分でない高齢者に対して福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行っています。

課題

高齢者が安心して、尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者やその家族、さらには地域社会全体に対し、認知症に関する知識・理解の普及・啓発を引き続き行う必要があります。

認知症などにより判断能力の不十分な高齢者等は、年々増加していくと予測されるため、認知症高齢者の早期発見・早期治療に結び付ける取り組みに加え、認知症高齢者に対する支援のほか、家族の負担を軽減させるため、ちば認知症相談コールセンターの利用促進を図るなど、各種支援を行っていく必要があります。

高齢者虐待は、被虐待者からは申し出にくく、地域コミュニティの希薄化などの理由から、早期発見・早期介入がしづらいため、深刻な事態にならないよう高齢者虐待ネットワークを有効に機能させるなどの取り組みが必要です。

また、緊急一時保護を必要とする深刻なケースの増加に対応する必要があります。

高齢者の権利や財産を守るため、千葉市成年後見支援センターの利用促進を図るほか、成年後見支援制度の周知や消費者被害を防ぐため適切な情報提供を行う必要があります。

介護予防知識

毎日の生活を楽しみましょう・・・

健康寿命を長くするためには、脳の働きを活性化させることが大切です。高齢期には、人と話をする・外出する・趣味を楽しむなど、これまで意識せずに行ってきたことが急におっくうになってしまうことがよくあります。

しかし、思い切って外に出てみると、季節感を感じたり、知人と会ったりして、楽しく「笑顔」で過ごせるきっかけになります。

このような活動的な生活は、脳の活性化につながります。

新聞を読みましょう。

趣味や学ぶ機会を持ちましょう。

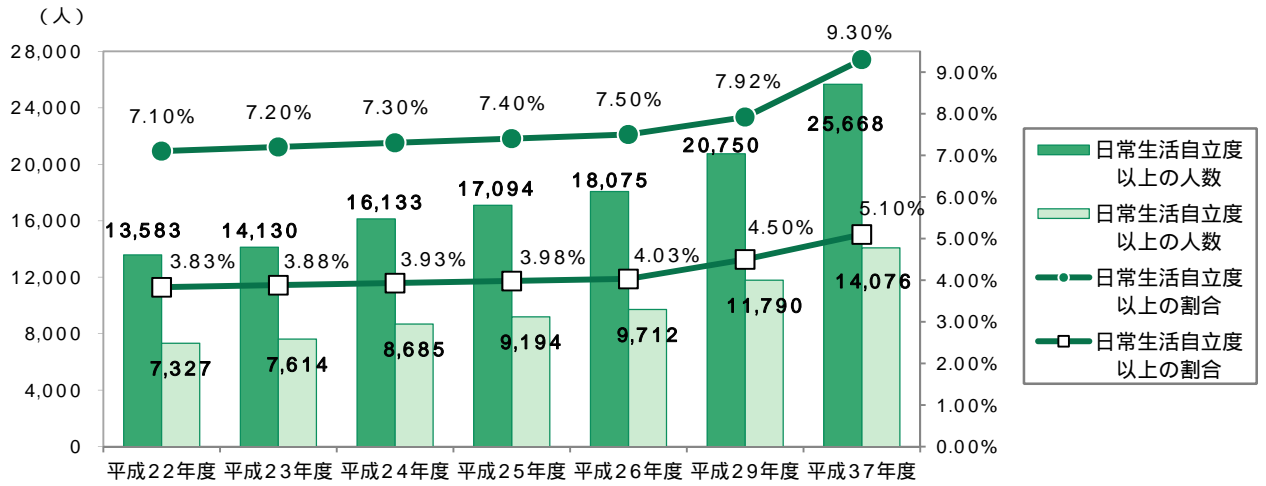
友人や知人と会話をしましょう。

地域活動やボランティアに参加しましょう。

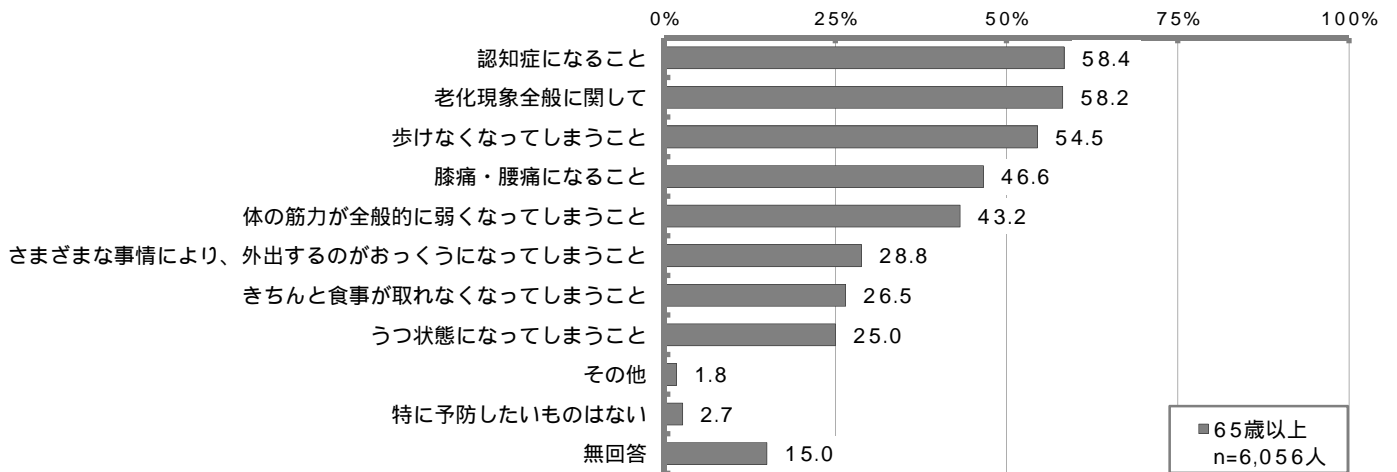
例えば近所のパトロールや公園の清掃など、できることから参加してみましょう。地域に暮らす一員として、何か役割を持つことは、生活の充実感にもつながります。



図表0-4 認知症高齢者数の推移（再掲）

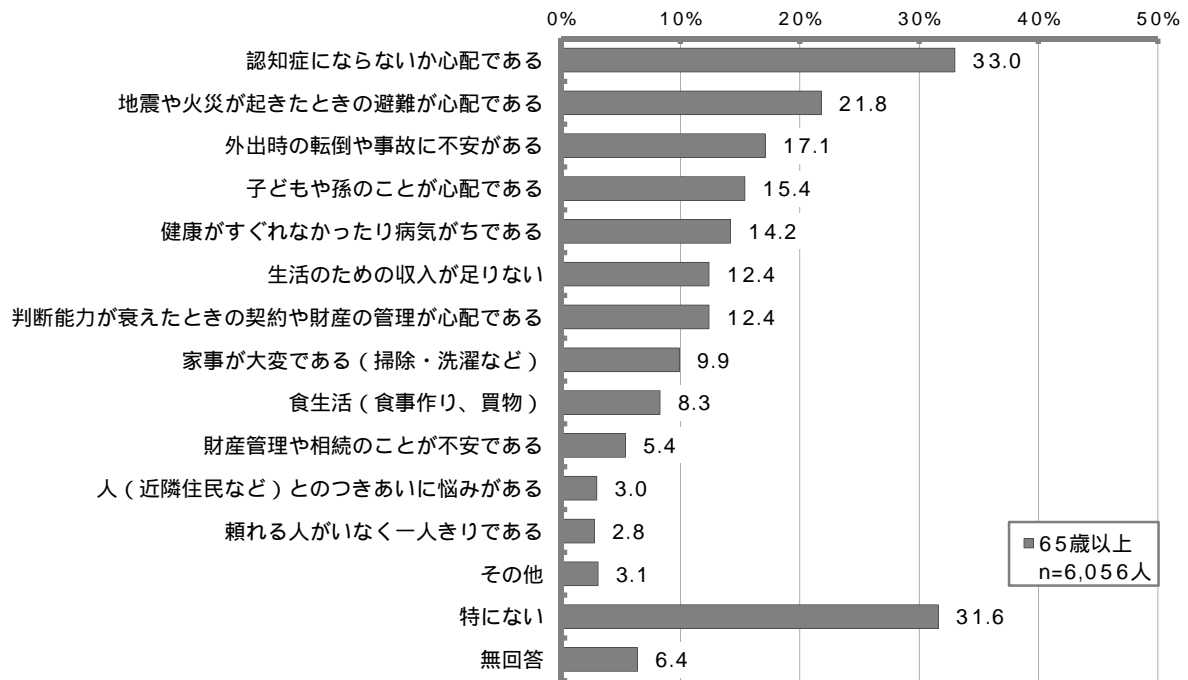


図表3-3 予防したいと思うこと（再掲）



資料：平成22年度実態調査

図表 6-1 日常生活での不安・悩みごと



資料：平成 22 年度実態調査

2 今後の方針

(1) 認知症高齢者への支援

認知症に対する正しい理解を深めるための研修や予防のための事業を実施するとともに、医療や介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築や高齢者が徘徊等により所在不明となった場合にも生命・身体の安全確保を図るための各種施策を推進します。

認知症の方を抱える家族の負担を軽減させるため、ちば認知症相談コールセンターの利用促進を図るとともに、認知症介護研修会や家族相談会を開催します。また、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を図るため、引き続きキャラバンメイトや認知症サポーターの養成を進めます。

医師会等の協力を得て在宅の認知症高齢者が身体合併症や周辺症状について医療的な対応が必要な場合、かかりつけ医と連携し適切に医療につなげる体制づくりを進めます。

認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進し、認知症高齢者に対する介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	認知症介護研修	認知症の方の介護者等を対象に研修を行い、介護方法等の知識・技術の習得や介護者同士の交流を図るとともに、地域における認知症に関する理解を促します。	高齢福祉課
2	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	認知症高齢者が所在不明となった場合に、高齢者の情報を区役所や警察署に送付することで、早期発見・早期保護を図ります。	高齢福祉課
3	徘徊高齢者位置情報システム事業	認知症高齢者が所在不明となった場合、あらかじめ所持させている端末機により位置を確認することで早期発見・早期保護を図ります。	高齢福祉課
4	ちば認知症相談コールセンター	認知症の方やその家族が気軽に利用できる相談電話を千葉県と共同で運営します。また、予約制の面接専門相談を行います。	高齢福祉課
5	認知症サポート医養成研修	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関やあんしんケアセンター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成し、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ります。	高齢福祉課

番号	事業名	事業内容	所管課
6	かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医に対し、適正な認知症診断の知識・技術等の習得を目的とした研修を実施することにより、認知症を早期に発見し、専門医へとつなぐことで、地域と医療が連携した認知症の方への支援体制をつくります。	高齢福祉課
7	キャラバンメイト養成研修	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することのできるキャラバンメイトを養成します。	高齢福祉課
8	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢福祉課
9	脳の健康教室(再掲)	簡単な読み書き・計算と軽運動を組み合わせた認知症予防教室を開催します。	高齢福祉課
10	認知症対応の地域密着型サービス事業	認知症高齢者対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進し、認知症高齢者に対する介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。	高齢施設課
11	認知症疾患医療センター	認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、千葉大学医学部付属病院を指定し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供を行う認知症疾患医療センターを院内へ設置します。	高齢福祉課

(2) 権利擁護

① 高齢者虐待への対応

高齢者虐待に関する市民の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

高齢者を虐待から守る活動や、虐待の早期発見、原因排除、再発防止に努めます。

関係機関の職員等に対しては、その資質の向上を図るための研修を実施するほか、施設等に対しては、身体拘束の排除とともに、虐待防止に関する適切な指導・監督を行います。

高齢者虐待防止に関する知識や理解の普及・啓発を引き続き行っていくとともに、地域関係団体、介護サービス事業者、関係機関・専門職との連携を一層強化するため、高齢者虐待防止連絡会などを引き続き開催します。

高齢者虐待の発生時には、必要に応じ警察などと連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する必要がある場合の緊急受入先である施設の居室数の確保を図ります。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	高齢者虐待防止連絡会の開催	行政及び関係団体が連携を強化し、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止に努めます。	高齢福祉課
2	高齢者虐待防止マニュアルの充実	高齢者虐待の実態を調査し、必要に応じて、高齢者虐待防止マニュアルを充実させ、関係機関等に配布し、高齢者虐待防止に対する周知を図ります。 また、施設等については、指導・監督及び監査を行います。	高齢福祉課 高齢施設課 介護保険課 地域福祉課
3	高齢者虐待発生時の居室確保	高齢者虐待が発生し、被虐待者と虐待者の分離が必要な場合には、スムーズに施設に入所できるような体制を整備します。	高齢福祉課
4	高齢者虐待予防・防止の普及啓発	高齢者虐待に関する市民の理解を深めるためパンフレット等を作成し、普及・啓発に努めます。	高齢福祉課
5	高齢者見守りネットワーク構築の推進	地域住民やライフライン事業者 [*] などが連携して高齢者を支え合う見守りネットワークづくりを支援します。	高齢福祉課

② 成年後見制度等

高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ尊厳ある暮らしが継続できるよう、成年後見制度等の利用を促進します。

千葉市成年後見支援センターの事業を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図るほか、引き続き市民後見人の養成を行うとともに、今後もあんしんケアセンターを中心として、高齢者の権利擁護のための支援をします。

高齢者を悪質商法から守るため、高齢者等へ情報提供を適切に行うとともに、千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワークによる関係者間の連携協力体制を充実させます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者等を保護するため、成年後見制度の利用を支援します。	高齢福祉課
2	千葉市成年後見支援センター事業	成年後見制度の相談、申立手続き支援、専門相談の実施、啓発、市民後見人の育成等を行い、市民に制度の理解、利用促進を図ります。	高齢福祉課
3	日常生活自立支援※事業	判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるように、千葉市社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。また、法人として成年後見を行います。	地域福祉課

3 施策体系

